



市役所代表

☎ 23 5111

FAX 22 5100

土・日曜日および祝日は閉庁

❖お知らせの表記

☎…問い合わせ先

申…申し込み先

※費用の記載がないものは無料です。

市民税・県民税の申告はお早めに！

市民税・県民税の申告期限は、3月15日(金)です。例年期限間近になると会場が混雑しますので、早めに申告を済ませるようお願いいたします。

申告に必要な書類（収支内訳書など）は、必ず整理・集計し、持参ください。整理・集計をしていない人は、整理・集計後に受け付けします。

就学援助制度について

経済的な理由により学用品などの費用負担が困難な保護者に援助します。

対象 小・中学校に就学している児童・生徒の保護者で、生活保護を受けている人とそれに準じて生活が困窮している人

申 児童・生徒が在籍している学校
 閩 教育総務課 ☎ 22 2305

■固定資産の縦覧・閲覧

閩 税務課 ☎ 51 6768・51 6769

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧と固定資産（土地・家屋・償却資産）課税台帳の閲覧により、固定資産の評価額などを比較や確認ができます。

区分	縦覧	閲覧
趣旨	固定資産税の納税者（固定資産税が課税されている人）は、自分の固定資産（土地・家屋）評価額について、評価が適正であるか、市内の他の固定資産評価額と比較することができます。	自分の固定資産税（土地・家屋・償却資産）の課税内容を固定資産課税台帳により確認することができます。
期間	4月1日(月)～5月31日(金) (土・日曜日、祝日を除く)	通年（土・日曜日、祝日および年末年始を除く） *平成31年度分は4月1日(月)から
縦覧および閲覧できる人、その際に必要な物 ※いずれの場合も本人確認ができるものが 必要です。 (運転免許証など)	▶固定資産税の納税者本人、同一世帯家族、納税管理人 以下の人は所定の物が必要です ▶法人の代表者または委任を受けた代理人 代表者印を押印した申請書または委任状	▶所有者本人、納税管理人 以下の人は所定の物が必要です ▶法人の代表者または委任を受けた代理人 代表者印を押印した申請書または委任状 ▶借地人、借家人など 賃貸借契約書など ▶固定資産の処分をする権利を有する人 権利を証明する書類など
備考	土地のみ課税されている人は土地のみ、家屋のみ課税されている人は家屋のみ縦覧が可能です。	手数料 300円 ※縦覧期間中（4月1日(月)～5月31日(金)）は無料
受付時間・場所	▶受付時間 午前8時30分～午後4時30分 ▶場所 市役所本館1階税務課	

■平成31（2019）年版 十和田市農地賃借料情報のお知らせ

閩 農業委員会 ☎ 51 6740

平成30年1月1日から12月31日までの間に賃貸借された農地の集計です。賃借料は、著しく低額や高額なものを除外しています。賃貸借契約の目安としてご利用ください。

(賃借料は円/10アール当たり)

地域名	田				畑			
	平均額	最高額	最低額	筆数	平均額	最高額	最低額	筆数
大字深持、洞内、大沢田、馬洗場、立崎、八斗沢、豊ヶ岡	10,100	19,000	7,400	208	12,400	15,000	9,000	15
住居表示区域、大字三本木、赤沼、切田の一部（向切田）、相坂	9,600	19,300	5,000	446	7,400	10,000	5,000	6
大字切田（向切田を除く）、藤島、伝法寺、大不動、米田、滝沢	9,700	15,000	5,000	195	5,900	10,000	5,000	14
大字沢田、法量、奥瀬	9,700	14,900	6,700	49	9,600	10,000	8,000	5
市全体	9,700	19,300	5,000	898	9,000	15,000	5,000	40